**ごみゼロ社会推進あいち県民会議**

**ワンウェイ（使い捨て）プラスチックごみ削減取組表彰実施要領**

１　趣旨

　この実施要領は、ごみゼロ社会推進あいち県民会議　ワンウェイ（使い捨て）プラス

チックごみ削減取組表彰要綱（以下「要綱」という。）第７の規定に基づき、必要な事項を定める。

２　対象

計画段階にある取組など、取組が実施されていない場合は要綱第２の取組に該当しないものとする。

また、これまでのワンウェイ（使い捨て）プラスチックごみ削減取組表彰に応募された事業者・団体についても再応募できるものとする。ただし、これまでに受賞した事業者・団体については、取組の改善や進捗などに応じて、前回よりも優れた取組に該当しない場合には表彰対象としない。

３　賞の種類

　　賞の種類は優秀賞とする。

４　募集の実施

要綱第４に定める募集は次により実施するものとする。

(1)　自薦又は他薦により次の様式に必要事項を記入し、事務局にメール、郵送、FAX又は持参により応募する。

ア　応募書（様式）

イ　その他参考となる資料（取組内容や実績が分かる資料、事業者・団体の概要が分

かるパンフレット・規約等）

(2)　募集期間は別に定めるものとする。

(3)　応募者の個人情報は、表彰者等の選考・連絡にのみ使用し、事務局（愛知県環境局

資源循環推進課）が管理する。

(4)　他薦する場合は、予め被推薦者から、推薦に係る了承を得ることとする。

(5)　同一の者による推薦は、原則として３者を上限とする。

５　受賞者の決定

要綱第５に定める受賞者の決定は、次により行うものとする。

(1)　事務局は、応募書類の提出があった事業者・団体について、内容等を審査し、選考

する。

(2)　理事会は、(1)において選考された事業者・団体の中から、特に優れた取組を行った者を受賞者として決定する。

６　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和３年１月２９日から施行する。